

医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナンバーカード(以下、マイナ保険証)の利用並びに問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

マイナ保険証を活用することにより、下記情報が利用可能になります

- 健康保険証の資格の有無
- 高額療養費制度の負担区分
- 他医での薬剤情報履歴
- 特定健診情報

令和6年6月1日より、上記の体制により、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下を算定いたします。

初診時

- マイナ保険証利用あり・診療情報等提供同意あり … 1点
- マイナ保険証利用あり・診療情報等提供同意なし … 3点
- マイナ保険証利用なし・診療情報等提供同意なし … 3点

再診時(3カ月に1回)

- マイナ保険証利用あり・診療情報等提供同意あり … 1点
- マイナ保険証利用あり・診療情報等提供同意なし … 2点
- マイナ保険証利用なし・診療情報等提供同意なし … 2点

※上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

※マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

